

意見書

無線設備規則の一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った（平成19年11月21日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成19年12月12日

主任審理官 西本 修一

記

第1 意見

無線設備規則の一部を改正する省令案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 改正内容

インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型無線設備について、人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有する空中線の技術的条件を追加すること。（第49条の24第7項関係）

(2) 施行期日

公布の日から施行すること

2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本件省令改正は、海上及び陸上移動中の高速通信需要に対応するため、インマルサットB G A N型の移動衛星通信システムについて、既存の携帯端末用無線設備に加え、人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、船舶搭載及び車載を可能とする空中線を使用した無線設備を導入するために、関係規定の整備を行うものである。

現在、インマルサットB G A N型無線設備としては、携帯端末用が定められているところ、今回の省令改正によって、インマルサットB G A N型無線設備の規定に、船舶搭載用及び車載用空中線の技術的条件を追加することとなる。具体的には、主として船舶に設置される無線設備の空中線と、主として自動車その他の陸上を移動するものに設置される無線設備の空中線に関する条件を追加するために無線設備規則の一部を改正するものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する2者が準備書面を提出し、株式

会社KDDIネットワーク&ソリューションズが、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

また、意見の聴取を欠席した水洋会の陳述については、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則第42条において準用する同令第17条の規定により、当該準備書面のとおりに陳述したものとみなした。

本件改正案に対する賛否は、次のとおりいずれも賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
株式会社KDDIネットワーク&ソリューションズ	賛 成	
水洋会	賛 成	欠席

第3 理由

本件は、インマルサットB G A N型の移動衛星通信システムについて、既存の携帯端末用無線設備に加え、人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し船舶搭載及び車載を可能とする空中線を使用した無線設備を導入するため、無線設備規則の一部を改正するものである。

インマルサットシステムは、デジタル化、小型化、高速化等の観点からサービスの充実・展開を図ってきたが、最近、海上及び陸上移動中の高速通信需要に対応するため、インマルサットB G A N型の移動衛星通信システムについて、船舶搭載及び車載を可能とする空中線を使用した無線設備が海外で導入されつつある。今回の改正は、我が国においてこれらの無線設備の導入を可能とするために関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

無線設備規則の改正案では、インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型無線設備について、人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し船舶搭載及び車載を可能とする空中線の技術的条件を追加しているが、これらはインマルサットの国際的な技術基準に準拠するものであり、適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案は、海上及び陸上移動中の高速通信需要に応えるものであること、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。